

今後のスケジュール(案)

- 平成25年4月中旬
患者認定手続きの完了
- 平成25年4月末(予定)
健康実態調査の実施に係る委託費の請求期限
- 平成25年5月～7月末(予定)
健康実態調査票の配布・回収
- 平成25年9月末(予定)
健康調査支援金の支払

※健康実態調査票の集計後、患者から油症患者受療券の取扱の希望が出されている医療機関に対し、協力要請

平成24年度全国油症治療研究班組織図

総括班長 (古江増隆先生(九大病院))
 追跡調査班
油症治療研究班 (九州大学、長崎大学など)
油症相談員 (3名)

○ 追跡調査班

追跡調査班	担当都府県市	検診実施病院	平成23年度受診(人)
関東以北油症追跡調査班	東京、川崎、埼玉 さいたま、茨城、 横浜、神奈川、栃木	学校法人北里研究所 北里 大学東病院・北里大学病院	11
千葉県油症追跡調査班	千葉	国保直営総合病院君津中央病院	7
愛知県油症追跡調査班	岐阜、静岡、愛知 三重	独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	13
大阪府油症追跡調査班	滋賀、京都、大阪 兵庫、奈良、 和歌山	財団法人結核予防会大阪府 支部	28
島根県油症追跡調査班	島根、鳥取	鳥取大学医学部附属病院	3
広島県油症追跡調査班	広島、岡山	県立広島病院	58
山口県油症追跡調査班	山口	山口大学医学部附属病院	10
高知県油症追跡調査班	愛媛、高知、香川	高知県・高知市病院企業団 立高知医療センター 公益財団法人高知県総合保健協会 財団法人愛媛県総合保健協会	13
福岡県油症追跡調査班	福岡、大分、宮崎	福岡市中央区保健福祉センター 福岡県北筑後保健福祉環境事務所 久留米分庁舎 北九州市夜間・休日急患センター	212
長崎県油症追跡調査班	長崎、佐賀、熊本	五島市奈留保健センター 五島市国民健康保険玉之浦診療所 長崎県西彼保健所	201
鹿児島県油症追跡調査班	鹿児島、沖縄	鹿児島市中央保健センター	2
計 (11班)	35都府県市		558

油症診断基準 (2012年12月3日追補)

油症治療研究班

油症の診断基準については、時間の経過に伴う症状と所見の変化ならびに分析技術の進歩に伴って、1972年10月26日、1976年6月14日、1981年6月16日、2004年9月29日に追補・改訂等が行われてきた。

今般、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が制定され、同法に基づく「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」に基づき、国から、事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう、診断基準を拡大する方向で見直すよう要請されたことから、追補することとした。

発病条件

PCBなどの混入したカネミ米ぬか油を摂取していること。

油症母親を介して児にPCBなどが移行する場合もある。

多くの場合家族発生がみられる。

重要な所見

1. ざ瘡様皮疹
顔面、臀部、そのほか間擦部などにみられる黒色面皰、面皰に炎症所見の加わったもの、および粥状内容物をもつ皮下囊胞とそれらの化膿傾向。
2. 色素沈着
顔面、眼瞼結膜、歯肉、指趾爪などの色素沈着（いわゆるブラックベイビーを含む）
3. マイボーム腺分泌過多
4. 血液PCBの性状および濃度の異常
5. 血液PCQの濃度の異常（参照1）
6. 血液2,3,4,7,8-pentachlorodibenzofuran (PeCDF)の濃度の異常（参照2）

参考となる症状と所見

1. 自覚症状
 - 1) 全身倦怠感
 - 2) 頭重ないし頭痛
 - 3) 四肢のパレステジア（異常感覚）
 - 4) 眼脂過多
 - 5) せき、たん
 - 6) 不定の腹痛
 - 7) 月経の変化
2. 他覚的所見
 - 1) 気管支炎所見
 - 2) 爪の変形
 - 3) 粘液囊炎
 - 4) 血清中性脂肪の増加
 - 5) 血清γ-GTPの増加
 - 6) 血清ビリルビンの減少
 - 7) 新生児のSFD (Small-For-Dates Baby)
 - 8) 小児では、成長抑制および歯牙異常（永久歯の萌出遅延）

参照1 血中PCQの濃度は以下のとおりとする。

- (1) 0.1 ppb以上 : 高い濃度
- (2) 0.03～0.09 ppb : (1)と(3)の境界領域濃度
- (3) 0.02 ppb（検出限界）以下 : 通常みられる濃度

参照2 血中2,3,4,7,8-PeCDFの濃度は以下のとおりとする。

- (1) 50pg/g lipids以上 : 高い濃度
- (2) 30pg/g lipids以上、50pg/g lipids未満 : やや高い濃度
- (3) 30pg/g lipids未満 : 通常みられる濃度

また、年齢・性別についても勘案して考慮する。

1. 以上の発病条件と症状、所見を参考にし、受診者の年齢および時間的経過を考慮のうえ総合的に診断する。
2. この診断基準は油症であるか否かについての判断の基準を示したものであって必ずしも油症の重症度とは関係ない。
3. 血液PCBの性状と濃度の異常および血液2, 3, 4, 7, 8-pentachlorodibenzofuran (PeCDF) の濃度の異常については、地域差、職業などを考慮する必要がある。
4. 測定は油症研究班が適切と認めた精度管理が行われている検査機関にて行う。

追補：油症患者（同居家族）に関する条件

油症発生当時に、油症患者（本追補により油症患者とみなされた者を除く。）と同居し、カネミ倉庫製の、PCB等が混入していた当時の米ぬか油を摂取した者で、現在、心身の症状を有し、治療その他の健康管理を継続的に要する場合には、油症患者とみなす。

食安企発0227第1号
平成25年2月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部企画情報課長

「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」の一部改正について

標記については、「三者会談確認書（昭和48年1・2月2・3日）」に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願ひしているところですが、今後、森永ひ素ミルク中毒被害者も60歳代を迎え、従来から御協力いただいてきた障害福祉のみならず、高齢福祉の分野での取組が重要となってきたこと等にかんがみ、本通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしましたので、御留意の上、（公財）ひかり協会の事業への一層の御協力をお願いします。

なお、本件については、健康局がん対策健康増進課及び疾病対策課肝炎対策推進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課、振興課及び老人保健課並びに保険局総務課医療費適正化対策推進室及び国民健康保険課と協議済みであることを念のため申し添えます。

平成21年改正時の前文との新旧対照表

別添

(新)	(旧)
衛食第91号 平成3年7月8日 (平成8年9月19日改正 衛食第240号) (平成16年7月30日改正 食安企発第0730001号) (平成18年11月15日改正 食安企発第1115001号) (平成21年4月1日改正 食安企発第0401001号) (平成25年2月27日改正 食安企発0227第1号)	衛食第91号 平成3年7月8日 (平成8年9月19日改正 衛食第240号) (平成16年7月30日改正 食安企発第0730001号) (平成18年11月15日改正 食安企発第1115001号) (平成21年4月1日改正 食安企発第0401001号)
各都道府県衛生主管部（局）長 殿	各都道府県衛生主管部（局）長 殿
厚生労働省医薬食品局食品安全部 企画情報課長	厚生労働省医薬食品局食品安全部 企画情報課長
(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）	(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）
<p>23</p> <p>標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところですが、<u>今後</u>、森永ひ素ミルク中毒被害者も<u>60歳代</u>を迎え、従来から御協力いただいてきた障害福祉のみならず、<u>高齢福祉</u>の分野での取組が重要となってきたこと等にかんがみ、本通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いします。</p> <p>なお、本件については、健康局がん対策健康増進課及び疾病対策課肝炎対策推進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課、振興課及び老人保健課並びに保険局総務課医療費適正化対策推進室及び国民健康保険課と協議済みであることを念のため申し添えます。</p>	<p>標記については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第91号通知」という。）により御協力をお願いしているところですが、森永ひ素ミルク中毒被害者も<u>50歳代半ば</u>に差し掛かるとともに、<u>健康増進法</u>（平成14年法律第103号）に基づくがん検診等の健康増進事業の実施、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）の施行等に伴い、<u>保健福祉分野における市町村</u>（国民健康保険関係部署を含む。以下「市町村」という。）の役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、本通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、協会事業への一層の御協力をお願いします。</p> <p>なお、本件については、<u>健康局総務課がん対策推進室、生活習慣病対策室及び疾病対策課肝炎対策推進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局老人保健課並びに保険局総務課医療費適正化対策推進室及び国民健康保険課</u>と協議済みであることを念のため申し添えます。</p>

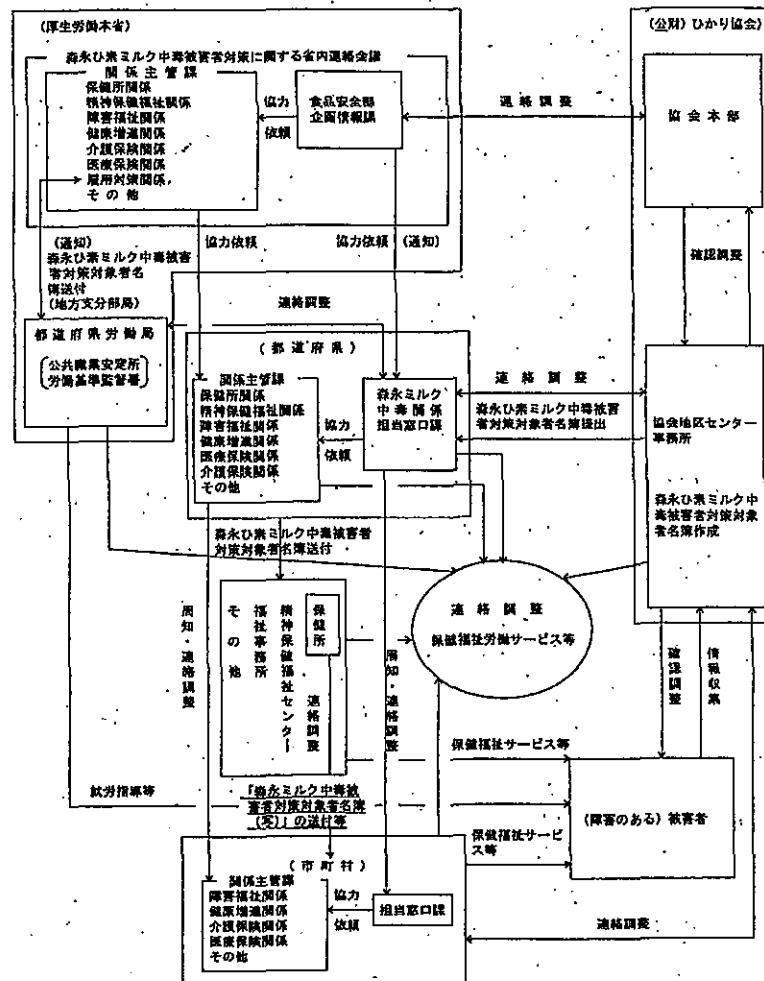
ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）の新旧対照表

(新)	(旧)
記	記
<p>1 (公財) ひかり協会現地事務所から現在障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の提出があったときは、当該名簿に記載された者について、個人情報の保護に留意するとともに、関係主管部局等と緊密な連携の下、障害のある被害者等が適切な保健福祉サービス等を受けられるよう配慮を願いたいこと。</p> <p>2 当該名簿の保管管理は、適切な保健指導等を実施するうえにおいて、保健所が行うことが望ましいと考えるが、関係主管部局等と緊密な連携を図り、当該名簿の保管管理及びその活用についてについて調整を願いたいこと。<u>また、市町村に対し、当該市町村に居住する者（個人情報の取扱について問題の無いものに限る。）に係る当該名簿の写しを交付していただきたいこと。</u></p> <p>3 障害のある被害者等の救済は、森永ひ素ミルク中毒事件関係担当窓口課のみならず、医療、保健、障害福祉、高齢福祉及び雇用対策等の都道府県関係主管部局、都道府県労働局、市町村並びに保健所等極めて広範囲の行政機関に關係しているので、(公財) ひかり協会及び関係行政機関と十分な連絡調整が図られるよう配慮を願いたいこと。</p> <p>4 3の連絡調整については、健康増進法に基づくがん検診等の健康増進事業の実施、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、市町村において（公財）ひかり協会及び協会事業について理解が得られるよう周知を図るとともに、協会から要請がある場合には市町村と十分な連絡調整が図れるよう配慮を願いたいこと。</p>	<p>1 (財) ひかり協会現地事務所から現在障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者等対策対象者名簿の提出があったときは、当該名簿に記載された者について、個人情報の保護に留意するとともに、関係主管部局等と緊密な連携の下、障害のある被害者が適切な保健福祉サービス等を受けられるよう配慮を願いたいこと。</p> <p>2 当該名簿の保管管理は、適切な保健指導等を実施するうえにおいて、保健所が行うことが望ましいと考えるが、関係主管部局等と緊密な連携を図り、当該名簿の保管管理及びその活用について調整を願いたいこと。</p> <p>3 障害のある被害者の救済は、森永ひ素ミルク中毒事件関係担当窓口課のみならず、医療、保健、障害福祉及び雇用対策等の都道府県関係主管部局、都道府県労働局、市町村並びに保健所等極めて広範囲の行政機関に關係しているので、(財) ひかり協会及び関係行政機関と十分な連絡調整が図られるよう配慮を願いたいこと。</p> <p>4 3の連絡調整については、健康増進法に基づくがん検診等の健康増進事業の実施、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導、障害者自立支援法の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が一層増大してきていること等にかんがみ、市町村において（財）ひかり協会及び協会事業について理解が得られるよう周知を図るとともに、協会から要望がある場合には市町村と十分な連絡調整が図れるよう配慮を願いたいこと。</p>

(新)

(参考1)

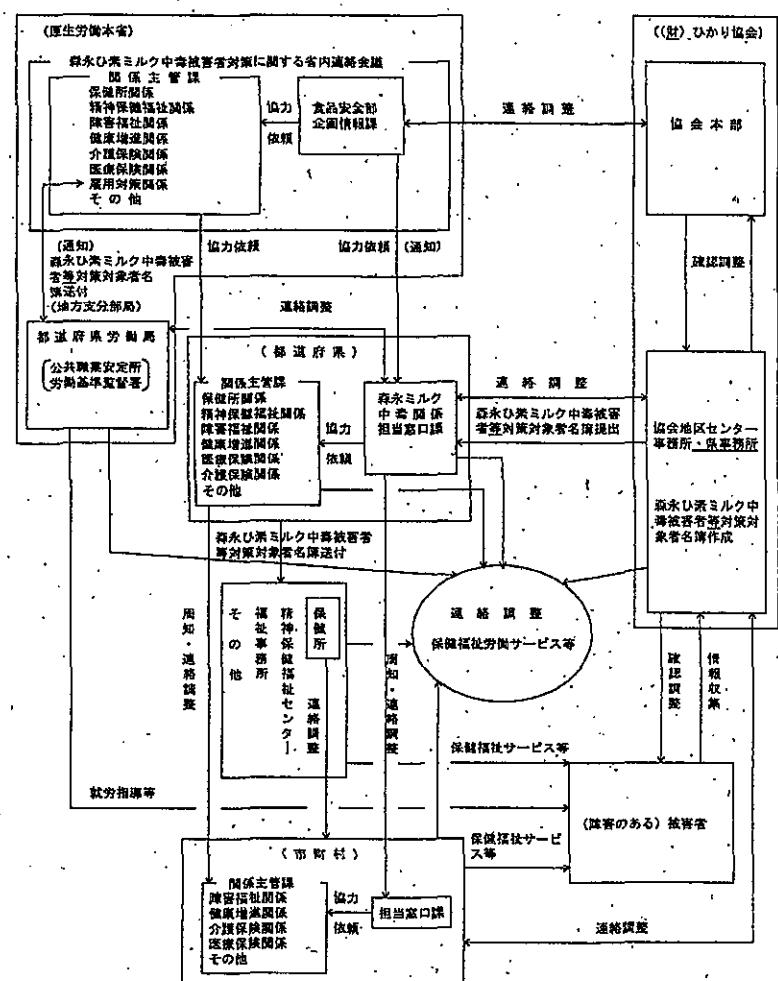
森永ひ素ミルク中毒被害者対策



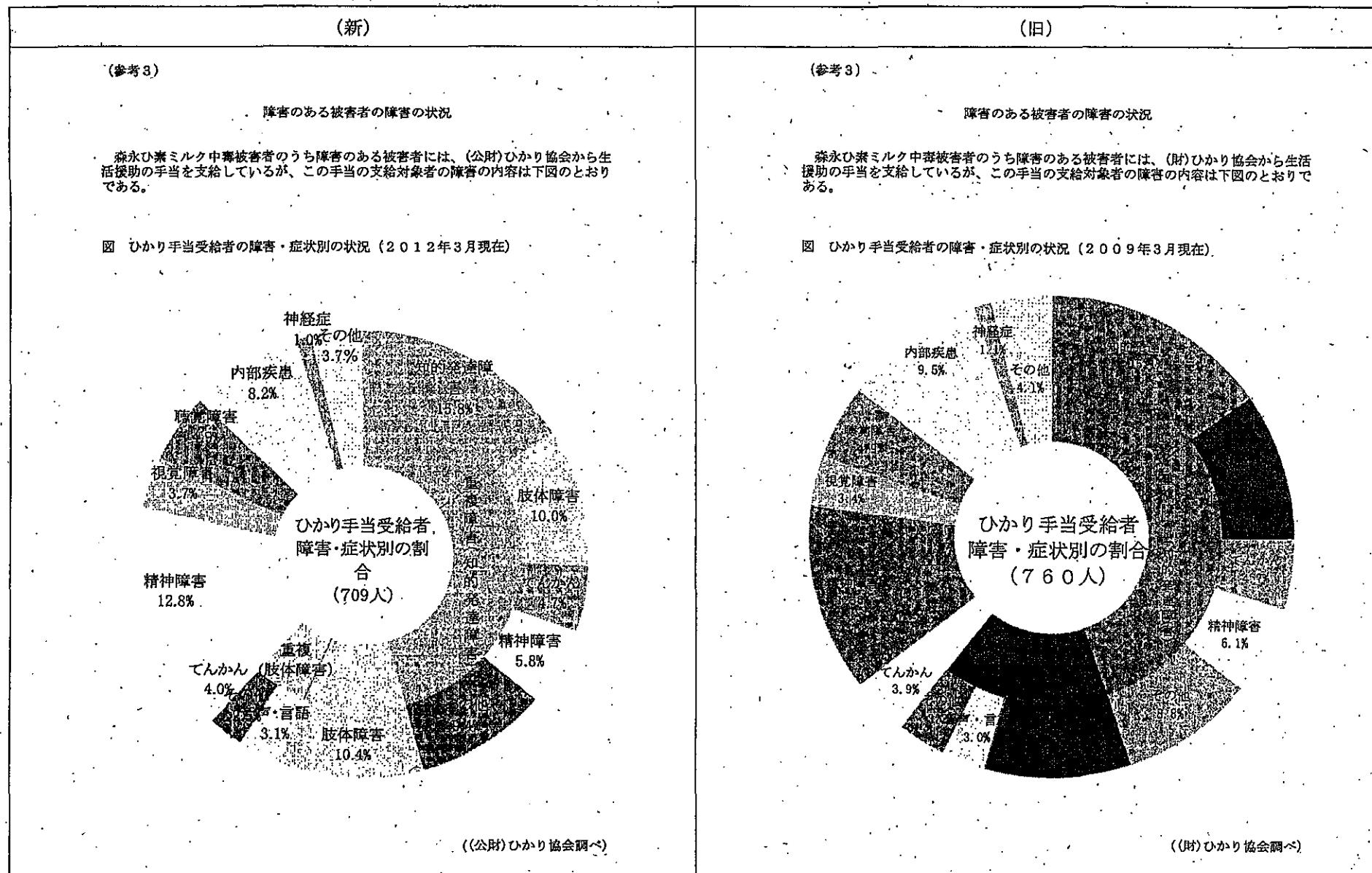
(四)

(参考 1)

森永ひ素ミルク中毒被害者等対策



(新)	(旧)
<p>(参考2)</p> <p>(公財)ひかり協会が障害のある被害者等に対する保健福祉労働サービスとして要望している事項</p> <p>1 保健所に対する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健師、精神保健福祉相談員、栄養士、歯科衛生士等による定期・随時の訪問指導等 ② デイケア、健康教室、患者会、家族会の紹介等の情報提供と利用支援 <p>2 福祉事務所に対する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ケースワーカーによる定期・随時の訪問等 <p>3 公共職業安定所に対する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職業相談 ② 職業訓練 ③ 職業紹介 ④ 職業指導 <p>4 市町村に対する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健師、精神保健福祉相談員、栄養士、歯科衛生士等による定期・随時の訪問指導等 ② 健康増進法に基づく保健事業やがん検診に関する情報提供等 ③ 特定健康診査・特定保健指導に関する情報提供等 ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法・老人福祉法によるホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ等の情報提供と利用支援 ⑤ 被害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による訓練施設の通所などの利用支援 ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法・老人福祉法による施設・グループホーム等の紹介と利用支援等 <p>5 1から4の関係機関に対する共通要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健所や福祉事務所、公共職業安定所、市町村、主治医、相談支援事業者、居宅介護支援事業者等との連絡調整による支援ネットワークづくり ② 関係機関による連絡調整会議の開催、参加等 	<p>(参考2)</p> <p>(財)ひかり協会が障害のある被害者等に対する保健福祉労働サービスとして要望している事項</p> <p>1 保健所に対する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健師、精神保健福祉相談員、栄養士、歯科衛生士による定期・随時の訪問指導等 ② デイケア、母親教室、健康教室等の紹介、参加 ③ 本人・親族と主治医、公共職業安定所、福祉事務所との連絡調整等 ④ 患者会、家族会等の紹介 <p>2 福祉事務所に対する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の紹介と施設入所支援、ケアホーム・グループホーム等の活用、心身障害児(者)施設地域療育事業への参加等 ② 本人・親族と主治医、公共職業安定所、保健所との連絡調整等 ③ ケースワーカーによる定期・随時の訪問等 <p>3 公共職業安定所に対する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職業相談 ② 職業訓練 ③ 職業紹介 ④ 職業指導 <p>4 市町村に対する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健師による定期・随時の訪問指導等 ② 被害者自立支援法によるホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ等利用促進 ③ 被害者自立支援法による訓練施設の通所など就労の支援 ④ 健康増進法に基づく保健事業に関する情報提供等 ⑤ 健康増進法に基づくがん検診に関する情報提供等 ⑥ 特定健康診査・特定保健指導に関する情報提供等 <p>5 1から4の関係機関に対する共通要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 支援ネットワークづくり



食安企発0227第2号
障障発0227第2号
平成25年2月27日

各都道府県

〔衛生主管部（局）長
障害保健福祉主管部（局）長〕 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部企画情報課長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

「(財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」の一部改正について

(公財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところであります。

今般、「(財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(平成19年1月22日食安企発第0122001号、障障発第0122001号)を、地方自治体の業務の体制を踏まえて、別添新旧対照表のとおり改正することいたしましたので、御留意の上、(公財)ひかり協会の事業への一層の御協力をお願いします。

平成21年改正時の通知との新旧対照表

別添

(新)	(旧)
<p>食安企発第 0122001号 障障発第 0122001号 平成19年1月22日 (平成21年4月14日改正 食安企発第0414001号及び障障発第0414001号) (平成25年2月27日改正食安企発0227第2号及び障障発0227第2号)</p> <p>各都道府県 [衛生主管部(局)長] 殿 障害保健福祉主管部(局)長</p> <p>厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)</p> <p>(公財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところですが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活の場の確保が重要な課題となっております。</p> <p>このため、現在、(公財)ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の施設への入所、グループホームへの入居等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに、該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。</p> <p>つきましては、在宅被害者等又は(公財)ひかり協会から、円滑な施設への入所、グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村等の関係行政機関と緊密な連携を図り、被害者の施設入所、グループホーム入居及びそのための事前対策(相談や入所、入居等の準備)のための取組が促進されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(参考) 三者会談確認書(昭和48年12月23日)</p>	<p>食安企発第 0122001号 障障発第 0122001号 平成19年1月22日 (平成21年4月14日改正 食安企発第0414001号及び障障発第0414001号)</p> <p>各都道府県 [衛生主管部(局)長] 殿 障害保健福祉主管部(局)長</p> <p>厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>(財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)</p> <p>(財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところですが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活の場の確保が重要な課題となっております。</p> <p>このため、現在、(財)ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の施設への入所、グループホームへの入居等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに、該当する保健所、福祉事務所等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。</p> <p>つきましては、在宅被害者等又は(財)ひかり協会から、円滑な施設への入所、グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、保健所や福祉事務所等の関係行政機関と緊密な連携を図り、被害者の施設入所、グループホーム入居及びそのための事前対策(相談や入所、入居等の準備)のための取組が促進されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>なお、「(財)ひかり協会の行う施設入所の取組に対する協力について(依頼)」(平成10年9月11日衛食第88号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)は廃止いたします。</p> <p>(参考) 三者会談確認書(昭和48年12月23日)</p>

食安企発0227第3号
老高発0227第1号
老振発0227第1号
老老発0227第2号
平成25年2月27日

各都道府県
〔衛生主管部（局）長
　介護保険主管部（局）長〕
厚生労働省医薬食品局食品安全部
企画情報課長
殿

厚生労働省老健局
高齢者支援課長

振興課長

老人保健課長

(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の
介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)

(公財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところですが、事件発生から57年の歳月が経過し、被害者の方の高齢化が進んでいます。

このため、現在、(公財)ひかり協会においては、在宅被害者の施設への入所、在宅の介護サービス等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、介護在宅サービスの利用等に向けた取組を行っています。

つきましては、在宅被害者等又は(公財)ひかり協会から、施設への入所、在宅の介護サービスの利用等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村において適切な対応が行われるよう、管内市町村あて周知をお願いします。

(参考)

三者会談確認書(昭和48年12月23日)

リスクコミュニケーションの導入

BSE問題に関する調査検討委員会報告（平成14年4月2日BSE問題に関する調査検討委員会報告）

⇒ 消費者とのリスクコミュニケーションを重視

今後の食品安全行政のあり方について（平成14年6月11日食品安全行政に関する関係閣僚会議）

⇒リスクコミュニケーション

・食品の安全性に関する情報の公開

・消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保

食品衛生法の平成15年改正（第64・65条関係）

3

1. 基準設定等に際しての国民・住民からの意見聴取（第64条）

厚生労働大臣は規格・基準の策定等において、都道府県知事等は監視指導計画の策定等において、必要な事項を公表し、広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

2. 国民・住民からの定期的な意見聴取（第65条）

厚生労働大臣及び都道府県知事等は、食品衛生に関する施策の実施状況を公表し、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならない。



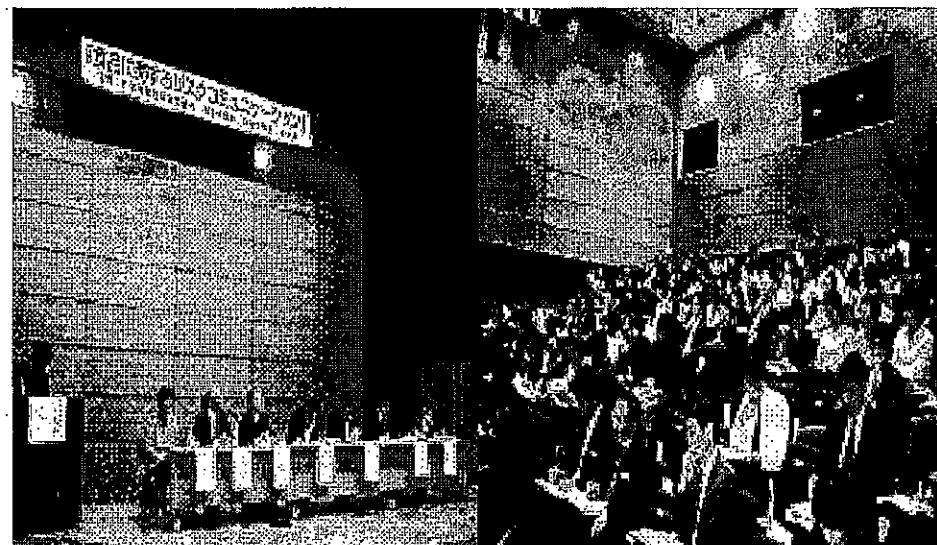
食品の安全に関するリスクコミュニケーション

リスク分析手法の導入

- リスク分析とは、消費者の健康の保護を目的として、国民やある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎリスクを最小限にするためのプロセス
- リスクとは、食品中に危害(有害化学物質、微生物等)が存在する結果として生じる健康への悪影響の確率とその程度の関数
- リスクコミュニケーションとは、リスク分析の全過程を通じたリスクの評価者、リスクの管理者、消費者、事業者、学界その他関心を有する者の間のリスク、リスクに関する要因、リスクの捉え方についての情報や意見の双方向の交換。リスク評価結果やリスク管理措置の基本的な説明を含む。

リスクコミュニケーションの取組

- 意見交換会の開催
- 食品の安全確保に向けた取組のホームページの更新、パンフレット等の作成
- 既存の取組の着実な実施
 - ・規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(いわゆるパブリック・コメント)や審議会の公開、情報公開など



平成24年度 リスクコミュニケーションに関する意見交換会等開催実績

(厚生労働省が企画、または出席・参加したもの 2月15日現在)

		催事名	開催地	企画府省庁、自治体等	参加人数
1 2 3	4月	食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会	東京都千代田区	食品関係4府省	254名
		放射性物質の新基準の施行に伴う説明会	群馬県沼田市	群馬県	77名
		食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会	神奈川県横浜市	食品関係4府省	206名
5月	8日	食の安全・安心に関する意見交換会「食品中の放射性物質」	滋賀県大津市	食品関係4府省滋賀県	134名
	10日	食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会	北海道札幌市	食品関係4府省北海道札幌市、旭川市、函館市、小樽市	410名
	11日	放射性物質の新基準の施行に伴う説明会	群馬県高崎市	群馬県	139名
	12日	食の安全推進のためのタウンミーティング～食品中の放射性物質対策に関する説明会～	静岡県静岡市	静岡県	93名
	12日	食の安全・安心リスクコミュニケーション 「食品の放射性物質汚染による健康影響等を考えるシンポジウム」	岩手県盛岡市	岩手県	150名
	17日	食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会	大阪府大阪市	食品関係4府省大阪府、大阪市堺市、高槻市、東大阪市、豊中市	373名
	19日	食の安全・安心リスクコミュニケーション 「放射性物質の食品への影響や健康への影響に関する意見交換会」	岩手県奥州市	岩手県	150名
	20日	食の安全・安心リスクコミュニケーション 「食品の放射性物質汚染による健康影響等を考えるシンポジウム」	岩手県一関市	岩手県	200名
	28日	食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会	香川県高松市	食品関係4府省香川県	141名
13 14	6月	食品安全セミナー「食品に含まれる放射性物質の新基準と監視体制について～新基準とどのようにつきあうか～」	秋田県秋田市	秋田県	119名
		食品安全地域フォーラムin那須塩原	栃木県那須塩原市	栃木県	261名
15 16 17 18 19 20 21 22	7月	食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会	岡山県岡山市	食品関係4府省岡山県	175名
		第9回とちぎ食品安全フォーラム	栃木県宇都宮市	栃木県	406名
		食品安全フォーラムinとやま～食品中の放射性物質対策に関する説明会	富山県富山市	食品関係4府省富山県	275名
		食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策についての意見交換会	青森県青森市	食品関係4府省青森県	228名
		食品の安全・安心リスクコミュニケーション みんなで考えよう！『国産食品と輸入食品のリスクを考える。正しく知ろう食品のリスク』	長崎県長崎市	長崎県	128名
		放射能問題に関する合同意見交換会	宮城県宮城市	宮城県	68名
		食品中の放射性物質対策に関する意見交換会	愛媛県松山市	食品関係4府省愛媛県、松山市	153名
		食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会	茨城県つくば市	関東農政局	300名
23 24 25	8月	さいたま市食の安全フォーラム～食品中の放射性物質対策に関する説明会	埼玉県さいたま市	食品関係4府省さいたま市	124名
		夏休みジュニア食品衛生教室～安全な食品ができるまで～	広島県	厚生労働省中国四国厚生局広島県	35名
		食の安全に関するリスクコミュニケーション～牛乳ってどうやってできるの？牧場から工場まで～	石川県	厚生労働省東海北陸厚生局石川県	18名

26	8月	22日 食の安全・安心フォーラム～食品中の放射性物質対策に関する説明会	兵庫県 神戸市	食品関係4府省 兵庫県	102名
27		23日 ふなばし食品安全フォーラム～食品中の放射性物質対策に関する説明会	千葉県 船橋市	食品関係4府省 船橋市	107名
28		29日 食品中の放射性物質対策に関する説明会	愛知県 名古屋市	食品関係4府省 愛知県、 名古屋市、 豊橋市、 岡崎市、 豊田市	385名
29	9月	4日 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策についての講演と意見交換会	宮城県 仙台市	食品関係4府省 仙台市	409名
30		5日 食の安全フォーラム～食品中の放射性物質対策について	福島県 いわき市	食品関係4府省 いわき市	172名
31		6日 食の安全フォーラム～食品中の放射性物質対策に関する説明会	徳島県 徳島市	食品関係4府省 徳島県	129名
32		11日 食の安心・安全フォーラム～食品中の放射性物質対策について考える	京都府 京都市	食品関係4府省 京都府、 京都市	225名
33		26日 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質	高知県 高知市	食品関係4府省 高知県、 高知市	167名
34	10月	2日 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会	熊本県 熊本市	食品関係4府省 熊本県	140名
35		12日 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する意見交換会	和歌山県 和歌山市	食品関係4府省 和歌山県	168名
36		19日 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策について学ぶ	奈良県 奈良市	食品関係4府省 奈良県、 奈良市	88名
37		22日 食品衛生シンポジウム	長野県 長野市	長野市	45名
38		26日 食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会	三重県 三重市	食品関係4府省 三重県	154名
39	11月	7日 県産品元気UP!講習会	福島県 福島市	福島県	101名
40		8日 食の安全を考えるシンポジウム	神奈川県 横浜市	横浜市	197名
41		9日 食の安全・安心フォーラムin新潟 食品中の放射性物質対策について	新潟県 新潟市	食品関係4府省 新潟市	132名
42		13日 食品の安全・安心シンポジウム～食品中の放射性物質対策	岐阜県 岐阜市	食品関係4府省 岐阜県	96名
43	1月	22日 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会	東京都 千代田区	厚生労働省 食品安全委員会 消費者庁	245名
44		24日 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会	大阪府 大阪市	厚生労働省 食品安全委員会 消費者庁	200名
45		26日 食の安全・安心セミナーin流山	千葉県 流山市	食品関係4府省 流山市	68名
46		31日 輸入食品、特に輸入牛肉の安全確保対策に関する意見交換会	宮城県 仙台市	厚生労働省 消費者庁	96名
47	2月	1日 食と放射能シンポジウム	福島県 福島市	食品関係4府省 福島県	198名
48		2日 牛海綿状脳症(BSE)について考えるシンポジウム	岩手県 盛岡市	岩手県	130名
49		4日 輸入食品、特に輸入牛肉の安全確保対策に関する意見交換会	神奈川県 横浜市	厚生労働省 消費者庁	116名
50		5日 輸入食品、特に輸入牛肉の安全確保対策に関する意見交換会	福岡県 福岡市	厚生労働省 消費者庁	99名
51		14日 国内における牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会	北海道 札幌市	北海道	212名
					8,798名

(再掲)厚生省主催分 6,022名

*食品関係4府省:厚生労働省、内閣府食品安全委員会、農林水産省、消費者庁